

○20番（藤原雅彦）（登壇） どうもありがとうございました。

次に、6番目、法定養育費制度について。

近年、少子化が進む中で、独り親家庭の経済的困窮は深刻な社会課題となっております。

厚生労働省の調査によると、独り親家庭の平均所得は全世帯平均を大きく下回っており、その主な要因の一つが養育費の不払いです。現在、養育費の支払いは、父母間の合意や裁判所の決定に基づきますが、法的な拘束力が弱く、不払いのときの回収手段が限定的であるのが現状です。この問題を解消するため、国では法定養育費制度の創設に向けた法改正が進められました。

具体的には、令和6年5月に成立した民法等の一部を改正する法律により、令和8年4月1日から法定養育費制度が導入されます。この制度では、離婚時に養育費の取決めがなくても、子供の監護を主に行う親が相手方に対し、法務省令で定められた額の養育費を請求できるようになります。法務省令により、子供1人当たり月額2万円、子供の数に応じて算定され、取決めがない場合でも最低限の保障として機能します。また、養育費債権に先取り債権として、子供1人当たり月額8万円が付与され、債務名義がなくても差押え等の申立てが可能になるなど、民事執行手続の簡素化や裁判手続の利便性向上も図られています。これにより、父母の責務が明確化され、子供の利益を最優先とした離婚後の子育て環境の改善が期待されます。

なお、この法定養育費は、暫定的、補充的なものであり、適正な額を確保するためには、父母間の協議や家庭裁判所の手続による正式な取決めが重要となります。

本市では、愛媛県内でも子育て支援に積極的な自治体として知られていますが、この全国的な制度導入に際し、本市としてどのような準備と取組を進めているのか、お伺いたします。

本市では現在、児童扶養手当、生活保護、住宅支援など、独り親家庭を対象とした多様な支援制度が整備されております。また、独り親家庭が複数の支援制度をスムーズに活用できるよう、一元的に案内する窓口の設置など、具体的な連携策の構想などはあるのでしょうか、あればお示しください。

また、DVや虐待の被害者など、特別な事情を抱える世帯への配慮についてはどのような対応を想定されているのでしょうか、お伺いたします。

○議長（田窪秀道） 答弁を求めます。藤田福祉部こども局長。

○福祉部こども局長（藤田恵女）

（登壇） 法定養育費制度についてお答えいたします。

まず、法定養育費制度の準備と取組についてでございます。

今回改正されました民法では、令和8年4月1日から法定養育費制度が導入されることをはじめ、親権や親子交流に関するルールの見直しを図られており、独り親や離婚を考えている方々に影響が大きいものでございます。このため、改正後の制度について、市のホームページに情報を掲載し理解を深めていただけるよう、既に取組を行っております。

今後も、独り親家庭からの相談や児童扶養手当申請時に啓発チラシを配布し、より一層の周知啓発に努め

てまいります。

次に、一元的に案内する窓口の設置などの連携策についてでございます。

庁内のこども家庭センターにおきまして、母子・父子自立支援員が中心となり、生活支援や就業相談等様々な悩み事に対応し、複数の支援制度の案内や、将来にわたる問題解決に向けたアドバイスや支援を行っており、引き続き関係課所と連携を図り、独り親家庭の方々の不安感や負担感の軽減につながるような支援を行ってまいります。

次に、DVや虐待の被害者など、特別な事情を抱える世帯への配慮についてでございます。

母子・父子自立支援員だけでなく、保育士や社会福祉士、配偶者暴力相談支援センターや東予子ども・女性支援センター等の関係機関と連携を図りながら、丁寧なサポートを行ってまいります。

○議長（田窪秀道） 藤原雅彦議員。

○20番（藤原雅彦）（登壇） どうもありがとうございました。

要望でございます。

独り親家庭の経済的安定は、その子供の未来を左右するのではないかと思います。この新しい制度がスタートしました。本市が子供の最善の利益を最優先に、養育費確保と貧困対策を一体的に推進する、つまりよく相談に乗っていただきたいという思いでございますので、そういう丁寧な取組をよろしくお願いしたいと思っております。